

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 5 月29日

【会社名】 株式会社松屋

【英訳名】 MATSUYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 古 屋 毅 彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座三丁目 6 番 1 号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部コーポレートコミュニケーション課 課長 関 泰 程

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目 6 番 1 号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部コーポレートコミュニケーション課 課長 関 泰 程

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2023年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の柔軟な運営を可能とし、意思決定の客観性および透明性向上を図ることを目的として、あらかじめ取締役会で定めた取締役が取締役会を招集し、議長となること等を定めるものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

秋田正紀、古屋毅彦、横関直樹、森田一則、今井幸夫、根津嘉澄、柏木育、吉田正子、石戸奈々子を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	466,962	463	0	(注)1	可決 98.98
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)9 名選任の件					
秋田 正紀	438,371	29,064	0		可決 92.92
古屋 毅彦	438,319	29,116	0		可決 92.91
横関 直樹	466,755	680	0		可決 98.94
森田 一則	466,756	679	0	(注)2	可決 98.94
今井 幸夫	466,901	534	0		可決 98.97
根津 嘉澄	405,579	61,855	0		可決 85.97
柏木 育	466,719	716	0		可決 98.93
吉田 正子	466,363	1,072	0		可決 98.86
石戸 奈々子	466,737	698	0		可決 98.94

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案への賛成、反対及び棄権について確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。